

広島県告示第四百八号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、野呂山公園施設の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年五月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

一般財団法人野呂山観光開発公社 理事長 渡邊 正弘

2 主たる事務所の所在地

広島県呉市川尻町板休五五〇二番三七

二 変更事項及び内容

1 変更事項

名称

2 変更内容

| 変             | 更 | 前 | 変               | 更 | 後 |
|---------------|---|---|-----------------|---|---|
| 財団法人野呂山観光開発公社 |   |   | 一般財団法人野呂山観光開発公社 |   |   |

三 変更年月日

平成二十五年四月一日